

## 北上高地の草地問題

岩手南部森林管理署 遠野支署  
附馬牛森林事務所 森林官 金 沢 守  
宮守森林事務所 森林官 水 上 直美智  
大迫森林事務所 森林官 藤 井 三千男

### 1 はじめに

北上高地は特有の準高原地帯を有しており、古代より馬山地として栄え、戦後、広大な原野は肉用牛の放牧にあてられていた。しかしながら、広大な北上山系の中で利用されている地域が少なかったため、昭和 44 年に大規模畜産開発プロジェクト地域に選定されたことをはじめに北上山系開発事業が行われたところである。

北上山系開発事業は、大規模林道を軸に森林開発、農業では蔬菜、畜産、果樹、養蚕振興を図り、農業、林業の広域開発を目指したものであるが、特に草地の集团的開発は順調に進み、遠野市では平成 12 年度時点で約 1, 780 ha の草地開発が行われることとなった。

このうち、国有林野は約 816 ha であり、主な箇所としては、種山高原、荒川高原、貞任高原、琴畑高原であるが、貿易自由化による畜産価格の低落等で経営が成り立たず放棄された草地が目立つようになっている。

畜産の振興は北上高地の農家にとって不可欠ではあるが、現在の子牛価格に比べ成牛価格は極めて低く非常に厳しい状況であり、また、近年の狂牛病と称される影響も承知されるとおりである。畜産家＝農家＝林家であるという実体から、畜産の不振は林業不振の拡大へと繋がりがかねない問題である。



(北上高地の放牧地)

### 2 畜産家の意見

遠野支署管内における草地開発は約 841ha であるが、そのうち約 150ha が現在未利用地となっているものの貸付地として遠野市畜産公社、J A 遠野などから毎年約 1, 700 千円の貸付料を徴収している。

このため、地元畜産家からは返地要望が高く、経営の苦しさもあって「返地を考えてもいいのではないか。」「利用しないものから金を取る役所か。」など国有林野に対する対応の不満が各般から出されている現状である。

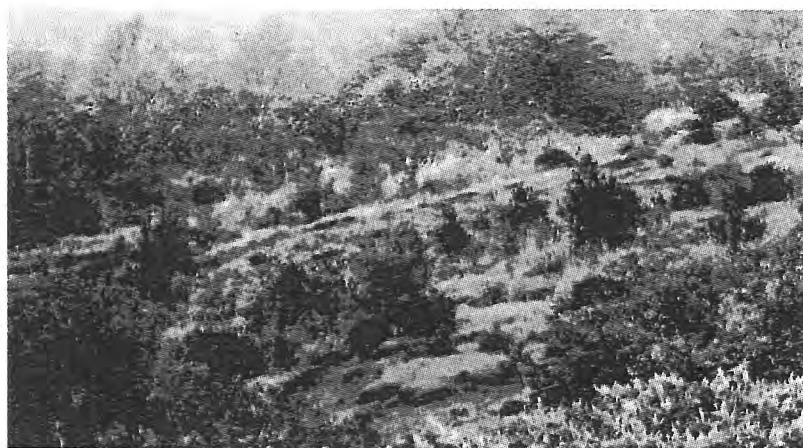
また、遠野市でも草地の取得、緑化検討を行ったが費用、技術、法的問題などから困難と断念している。

借受者の主張	国有林野の主張
1 畜産不況のため草地を維持できない。 2 国であるため返地して欲しい。 (民有地はまだまだ難しい。) 3 貸付地内の立木は以前、国有林から買ったものである。これを買戻すことで植え付け費を相殺できないか。	1 緑化して返地することが契約の条件。 2 岩手県、市町村でも協力し計画的に返地に取り組むことが必要。 3 遠野だけの問題ではない。県全体として考え方を構築することが必要。

### 3 放置採草地の問題点

北上山系は本州屈指の寒冷と寒風、強風の地帯であり、草地を放置した場合、自然状態での樹林化は殆ど期待できない。比較的表土が残されている場合は笹生い地となり、表土を除去し肥料により草地を維持している場合は肥料切れによる草地の枯死、その後の表土の露出と流出が予想される。

この場合、工作物等による治山と再緑化が必要となり、早期に緑化対応しない場合、災害発生の危惧と更なる経費の負担を生じることとなる。



(肥料切れと降雨により表土が流出しつつある草地)

### 4 採草地の現状

こうした草地は、遠野市、農協からの支援を受けて維持しているが、こうした資金は健全な畜産振興に使用されるべきものであり、活用されない草地の維持に使われることは本来の性格からすれば馴染まないものであり、畜産意欲の減退に繋がりがねない問題である。

さて、草地の現状は以下の3つに大きく分けられるが、

- (1) 当初から避隠林などとして存置しており、現状で成林している箇所

(今すぐにも返地が可能だが、農協からは草地造成時に買い取った  
のだから今度は国有林が買い入れるべきとの主張)

(2) 草地にした後放置していたため、笹、灌木地が侵入している箇所

ア. 笹、灌木から樹木が少しづつだが侵入しつつある箇所

イ. 笹、灌木が密生し当面は崩壊の危険性はないが、今後とも樹木が成林する  
見込みが低い箇所

(3) 草地の状態であり、将来的には枯死、表土流出の危険性がある箇所

国有林の役割は国民の森林として、地域への貢献が求められている中であって、活用されていない箇所の貸付料の徴収は、その使命への疑問感を生じかねない。また、崩壊防止のため早期緑化が求められている箇所への速やかな対応は森林管理の使命でもある。

このため、草地の中で活用状況を調査し、集落の上部に位置し、保全上重要な貞任高原、また遠野市の水源地でもあり緊急に緑化が必要な琴畑高原において平成 12 年度から分局国有林野管理課と調整を図りつつ返地検討に取り組んだ結果、次の問題があった。

(1) 農用地の解除について

(2) 補助金で造成した草地の有効活用について

(3) 緑化についての費用負担について

(4) 残存立木の買い戻しについて

(5) 国有林野としての取り組み姿勢と技術提供について

## 5 問題点への対応

前述の問題点について、それぞれの対応は次のとおりである。

(1) 農用地の解除について

農地法などの法律があり使用しないから林地にするとはならないため、岩手県、遠野市、農業委員会、農協の理解が必要であったが、これについては関係者の要望も強くクリアした。

特に、岩手県遠野地方振興局長には「畜産家の現状とその負担を軽減するためには、返地と緑化は必要な施策」と認識いただき、遠野地方振興局も返地に取り組むこととなった。

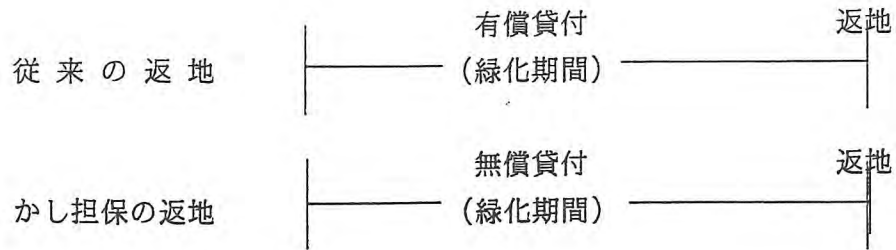
(2) 補助金で造成した草地の有効活用について

補助金返還が必要となる 8 年は過ぎているものの、他の農地活用が出来ないかとの課題があったが、これらについては表土を剥ぎ腐葉土がないこと、寒冷、寒風の厳しい自然条件であることから、他の農地活用は無理と判断された。

(3) 緑化についての費用負担について

これが一番の課題である。当初、樹木の生育地を返地し、その貸付料分と残存立木費を緑化費に回すことで検討したが、資金が少ないことなどから再度検討となったが、青森分局の指導を受け「かし担保による返地」を行うこととした。

これは 3 年間貸付料を徴収せず、その貸付料で植林を借り受け者が行うという方法であり、これにより緑化費用は増えることとなる。



(4) 残存立木の買い戻しについて

残存立木の代金については、国有林が3年間貸付料を徴収しないこと（かし担保）で話し合いがつき、無償返納となった。

(5) 国有林野としての取り組み姿勢と技術提供について

これは緑化方法の技術指導、山取苗などの提供などが可能である。

これにより、平成12年度は林地保全上重要な貞任高原の樹林地、笹、灌木地を検討し、遠野地方振興局、遠野市の積極的対応もあって事務的にもスムーズに運び、12年度末に約62ha返地され、この貸付料分で13年度に工作物の撤去、14年度はミズナラ等の緑化を行うこととなった。

6 地域での一体的な取り組み

一方で、完全な草地が少なく緑化が比較的容易な貞任高原に比べ、遠野市の水源地でもある琴畑高原においては、表土を除去した草地が多く、避隠地も少ないため、かし担保だけでは緑化が困難である。

この草地を総合的に緑化が行えないか、各般でいろいろな取り組みがみられ、国有林野、岩手県、遠野市で総合的かつ長期的な計画を立て対策を講じようとする動きに発展している。

主な検討内容

i	畜産振興として採草地貸付料の負担減と農家対策事業の創設
ii	ボランティア等による森林造成箇所の提供
iii	森林教室などによる森林教育の場
iv	地域雇用の創出としての事業検討
v	水源の森林造成としての活動

が検討されており、具体的な方策も分収造林の造成、レクリエーションの森林造成など既存事業の導入も検討されている。

iでは、従来、貸付金や農協等からの支援により採草地を借り受けていたが、この資金が一部とはいえ、より有効な畜産振興に向けられることは畜産家にとって畜産意欲の向上に少なからず効果があるものであり、これを進め、農家の具体的な生産活動に繋がらないかについては、JA遠野において検討されている。

iiでは、採草地跡地は通常の植林に比べて、枝条・木根がなく地拵え・植付けが簡単なおうえ、緩傾斜地であり労力が軽減されるなどの利点があり、ボランティア等にいいのではないかと注目されているが、地元の琴畑、NGO団体などからボランティアで出来ないものかとの問い合わせがきている。

iiiでは、中、高校生による植林活動の場、修学旅行の体験植樹箇所として使いたい、青年会議所からは水源地造成の場とならないか、などの問い合わせも出てきており、修学旅行では平成13年度に宮城県の中学生を対象に植林体験を行っており、平成14年度は琴畑草地で検討されている。

ivでは、当地域の問題は雇用であり、安定した雇用は勿論であるが、短期間でも必要な事業の創出が求められており、地域住民からも採草地の緑化、そして水源林造成が地域雇用に繋がるのではないかと期待されている。

vでは、琴畑高原は河川景観に優れた琴畑溪流、保護林となっている琴畑湿原、遠野ヒノキ展示林などがあり、水源林造成と併せて市民の森林とするとの検討もなされている。水源の森林造成という気運の盛り上がりとともに計画的な造成計画をつくれば、将来は市民の憩いの森ともなり得る。

## 7 北上山系開発の是非

ここで触れておかなければならないことは、北上山系開発の正否であるが、草地造成は同開発の一環であり、草地の放置が即北上山系開発の失敗ということには成り得ないことである。

開発以前の北上地域の生活基盤は非常に脆弱であり、農家所得も今よりかなり低い状況であったが、現在では高原野菜をはじめ農産物の生産はかなり盛大に行われており、一部未使用とはいえ、まだ相当数の草地において、馬、牛などが放牧され、シイタケなどの特用林産物と合わせ生計しているところである。

また、これらを有機的に連結し、より流通、人的交流に必要なものは道路であるが、開発の柱ともいえる大規模林道は未だ開通しておらず、途切れ途切れとなっている。

この林道を開通することにより、林業では久慈地域から気仙地域まで各地域で行っている産地化の取り組みが連結し、林業団地の整備とともに岩手県が目指す木材高次加工県としてスタートすることになり、農業では畜産、農産物をはじめ食料供給基地としての基盤が確立される。

よって、北上山系開発は未完成のものであり、草地においても適正な面積と農家の農業意欲の増進等、まだまだ開発途上として対策を講じなければならない地域である。

## 8 おわりに

かし担保というひとつの方法から、幾年にも渡って懸案となっていた採草地問題が、各般の協力を得て解決に向かいつつあるという事例である。

しかし、草地は地面が固く、容易に植え付けの穴を掘れないこと、樹種の適否、労働力の問題、関係者の合意など、まだまだ今後の問題は多くあるが、国有林としてこうした問題を解決しつつ草地の回復に取り組んでいきたいと考えている。

かし担保という妙案を考えられ、且つご指導いただいている分局関係者並びに岩手県、遠野市のご理解ご協力に感謝するとともに、今後も関係者一体でより良い方向性を目指していけることを願っている。